

議案第 1 号

教育長職務代理者の指名の件

< 抜粋 >

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 13 条第 2 項

教育長に事故があるとき、または、教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う

美唄市教育委員会会議規則第 2 条

教育長の職務代理者は、教育長があらかじめ指名する委員がその職
を行う